

令和2年第2回清瀬市農業委員会会議録

令和2年8月24日午前9時00分から午前9時30分、清瀬市コミュニティプラザひまわり会議室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員 会 長 第9番 松村 俊夫
会長職務代理 第3番 小寺 正明
第1番 村野 和博 第2番 西川 幸広
第4番 齊藤 正樹 第5番 金子 住晴
第6番 並木 浩 第7番 石井 啓介
第8番 増田 武 第10番 内野 悦二
第11番 横山 眞一 第12番 村野 正明
第13番 後藤 由美子 第14番 金子 廣明
- 2 議長 松村俊夫（会長）
- 3 書記 木村広昇・中野正明・矢吹潤平
- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
(2) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく事業計画について
(3) その他

議 長 皆さんおはようございます。19日に行われました研修会では新任の農業委員さんお疲れ様でした。また連日の猛暑、そして首都圏でのコロナウイルスの感染拡大、大変厳しい状況です。当委員会はなるべく三密を避けてソーシャルディスタンスをとりながら、スピーディーな会議の進行をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。それでは本日、令和2年8月24日、第2回清瀬市農業委員会を開催いたします。本日は委員14名中14名の出席がでございます。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第3番委員の小寺委員、第4番委員の齊藤委員となっております。よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類となっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和2年8月5日、申請回数3回目。

以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、金子委員よりお願いいたします。

金子委員 現地確認を行いました。現地は耕作されており、管理されていまして。ただ畑の際の方に草が少し伸びていたもので、事務局より注意をいたしました。

事務局 先ほど金子委員から報告があったとおり、耕うんと耕作はされており、畑は管理されていたのですが、際のほうに膝下くらいまで伸びている草が見受けられましたので、事務局より口頭注意をさせていただきましたが特に問題ないと思います。

議長 只今担当委員と事務局より説明がございました。各委

員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし

議長 それでは、異議なしという事で承認させていただきます。

議長 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく事業計画について。
議題とさせていただきます。事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらの都市農地貸借円滑化法は生産緑地に限り貸借をする法律でございまして、貸借するための要件である3条の下限面積要件がありません。また契約期間が満了すると権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。今回の申請者、借受人は農業者ですので3つの要件が必要になります。1つ目は都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行う。今回申請された農業者は、都市農地における耕作の事業の内容としまして、クリスマスローズをカラーリーフとして育種するための特殊な技術を用いて先進的な方法でクリスマスローズを栽培するということとさせていただきます。2つ目は周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないか、ということですが総合的な利用に問題はないと思われまます。3つ目は耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用するかということですが、申請者は篤農家です。機械、労働力、技術どれも備わっている方なので、農業者が借り受けする条件を満たされると思います。申請者の住所氏名は省略させていただきます。申請農地旭が丘六丁目1433番、地目 畑、地積 1,289㎡ 他2筆 合計2,187㎡、権利の種類 賃借権、権利の始期 令和2年9月1日、存続期間 10年。以上でございます。

議長 現地に行った増田委員と金子住晴委員、事務局よりお願いいたします。

増田委員 8月12日午前10時から、申請者と私と農地部会長の横山委員、下宿の金子委員、矢吹氏で現地確認を行いました。申請者は野塩の園芸農家の後継者で農業に従事していて問題はありません。クリスマスローズと野菜の栽培を行ってまして篤農家です。農業経験もあり特に問題はありません。現地ですが、現在は栗畑として30本くらいありますが、伐根して整地しその後ハウスを5、6棟立てて、先進的な栽培方法でクリスマスローズを栽培する予定です。問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。

金子住晴委員 同じく現地調査を行いました。増田委員と同意見です。計画については問題ないと思います。

横山委員 12日に現地に行きました。増田委員と同じ意見で問題ないと思います。計画は問題ないと思います。

事務局 特にありません。

議長 この円滑化に関して質問などありますでしょうか？

委員 入り口は何メートルくらいですか。

事務局 かなり狭いですが、軽トラ一台は入れます。

委員 パイプハウスを建てるようですが周りは農地ですけど、雨水をどうやって排出するのか

事務局 確認します。

委員 水道はどうするのですか。井戸ですか。

- 事務局 水道については特段引くとは聞いてないです。また井戸は将来の返却があり、また納税猶予農地ですので井戸は建てないとのことでした。
- 委員 あとパイプハウスを6棟も建てると雨水が周りが出る可能性大ですね。ハウス6棟も建ててから何も対策を講じてないということになると周りに農地を持っている人から苦情がでますよ。
- 事務局 雨水対策は本人に聞いて対策を講じるように話します。
- 議長 事務局で確認してください。
- 委員 あと納税猶予農地ということなので休憩所などの建物の制限がありますよね。
- 事務局 そのとおりです。納税猶予農地ということは本人も分かっておりますので問題ないかと思えます。
- 議長 この協定に関しましては東京都農業会議が間に入ってくれています。それから、農地法の3条の下限要件について事務局からしてもらいます。
- 事務局 3条の下限面積要件について説明いたします。農地を借りたりする場合、都市農地貸借円滑化法以外では農地法3条で貸借ができます。この3条で貸借をする場合には下限面積要件がありまして、取得後の耕作面積が合計50a以上にならないと要件に満たないということで、許可できません。それを下限面積要件といいます。都市農地貸借円滑化法では50aに満たなくても農地を借りることができるということです。
- 議長 これは自治体の条例によって決めるので場所によっては1aでも可能なところもあります。ほとんどの区市町村は50aが下限面積要件になります。今回の計画については計画決定してよろしいですか。

委員 異議なし

議長 それでは、計画決定いたします。議案第3号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議等の報告について。

①北多摩地区農業委員会連合会臨時総会。令和2年8月5日(水)午後3時より立川市役所にて行われました。参加者は私と、局長、係長です。事務局長より報告をお願いいたします。

事務局長 只今、会長より報告がありましたとおり8月5日(水)3時から立川市役所で北多摩地区農業委員会連合会臨時総会がありました。今回の改選に伴って北多摩地区構成17市の人事案件です。会長、副会長、東京都農業員会常設の審議委員の候補と監事の推薦になります。17市を3ブロックに分けて、その中から役員を選び、その3ブロックから会長を決めます。今回松村会長が任期3年の北多摩地区の会長に就任されました。副会長は東大和市、三鷹市です。東京都農業会議の候補者におきましても松村会長の選任が決定されました。

議長 8月5日付で北多摩地区農業委員会連合会の会長に就任いたしました。今後3年間北多摩地区の研修会、顕彰事業に関しては事務局が清瀬市、開催場所も清瀬市です。今後農政部会の皆様にはいろんな場面で協力をお願いすることになると思いますのでよろしくお願い致します。

②農業委員会地区協議会・連合会正副会長会議。令和2年8月11日(火)午後2時30分よりJA東京南新宿ビルで午後2時30分より行われました。参加者は私です。東京に地区協議会は5つあります。区部、北

多摩、南多摩、西多摩，島しょで各協議会に会長副会長がいます。協議会の正副会長会議でその年に行われます東京都農業会議の研修事業、研究集会、顕彰事業の策定を行います。その第1回の会議がJA東京南新宿ビルで行われ、今新型コロナの関係で島しょの方たちが来られないことを除いては、全地区協が出席して今後1年間の計画を立てさせていただきました。その一部が来月18日開催の北多摩連合の研修事業の内容を決めました。

③新任農業委員研修会。令和2年8月19日（水）午後2時よりKOTORIホール（昭島市民会館）で行われました。参加者は私、新任農業委員、事務局です。事務局より報告をお願いします。

事務局

8月19日KOTORIホールで行われました新任研修に行っただけでまいりました。初めに農業会議の青山会長から40分ほどお話がありました。その後研修に入りました。研修内容は1、東京農業の概要について、2、農業委員法について、3、農業者年金について、4、農業委員会制度と期待される役割についてのテーマの研修が行われました。4時30分には終了しました。

④令和2年度臨時総会。令和2年8月21日（金）午後1時30分より主婦会館プラザエフにて行われました。参加者は私、事務局長です。事務局長より報告をお願いいたします。

事務局長

8月21日午後1時半より四谷の主婦会館で東京都農業会議の臨時総会が行われました。理事及び幹事候補の選任になっています。北多摩地区では松村会長が理事、あとは武蔵野市、小平市、東大和市、三鷹市が理事です。監事は立川市の会長が選任されています。あわせて、退任された理事の感謝状の授与がありました。全国農業新聞について東京都の中で上位10区市町村の中で清瀬市が成績優秀として感謝状をいただきました。

た。その後研究事項ということで、東京都農業会議の青山会長から東京についてのまちづくりの講演、一般社団法人全国農業会議所の事務局長より、農業委員会を取り巻く情勢について講演がありました。

(2) 会議等の日程について報告させていただきます。

①北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会。令和2年9月18日(金) 午後1時30分より、KOTORI ホール(昭島市民会館)にて行われます。参加者は農業委員、事務局です。

②令和2年第3回清瀬市農業委員会。令和2年9月28日(月) 午前9時より、清瀬市コミュニティプラザひまわりにて行われます。参加者は農業委員、事務局です。

③農地利用状況調査。令和2年9月28日(月) 午後1時30分より、市内全域の調査を行います。参加者は農業委員全員と事務局とまちづくり課職員になります。

議 長 以上ですが何かありますか

委 員 特になし。

事務局 事務局はありません

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。職務代理より閉会をお願いします。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第2回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第3番) (小寺 正明)

署名委員 (第4番) (齊藤 正樹)